

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年5月13日
【会社名】	ウェルス・マネジメント株式会社
【英訳名】	Wealth Management, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役兼社長執行役員 千野 和俊
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【電話番号】	03 - 6229 - 2129
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営企画部長 近持 淳
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号
【電話番号】	03 - 6229 - 2129
【事務連絡者氏名】	常務執行役員経営企画部長 近持 淳
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 69,066,000円 (注) 本募集金額は1億円未満ではありますが、企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第4項第2号の金額通算規定により、本届出を行うものであります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	54,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

（注）1．募集の目的及び理由

当社は、2017年5月26日開催の取締役会において、当社の業務執行取締役（以下「対象取締役」といいます。）、執行役員及びグループ執行役員（以下、これらの者をあわせて「対象役員」といいます。）に対し、取締役と株主との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築することを目的として、業績連動交付型の譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、2017年6月28日開催の第18回定時株主総会において、本制度に基づき、対象取締役に對して、年額200百万円以内で金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を1年間から3年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認いただいております。本募集は、本制度に基づき、2019年5月13日付の当社取締役会決議により行われるものです。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

<本制度の概要等>

本制度は、対象役員に対し、原則として事業年度毎に、前事業年度の経常利益の一定割合を原資として、各対象役員の経常利益への貢献度に応じて、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させることで、対象役員に当社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させるものです。本制度に基づき各対象役員に対して支給する金銭報酬債権の具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定します。また、本制度により対象取締役に對して当社が発行する普通株式の総数は、年200,000株（ただし、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、発行する普通株式の総数を合理的に調整するものとします。）以内とし、その1株当たりの払込金額は、当社普通株式の発行に係る取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）等を基礎として当該普通株式を引き受ける対象役員に特に有利な金額とならない範囲において当社の取締役会で決定するものとします。

本制度に基づく当社普通株式の発行に当たっては、当社と対象役員との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結し、対象役員は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと（以下「本譲渡制限」といいます。）とします。

今回、当社は、対象役員6名に対し、各対象役員の経常利益への貢献度に応じて、金銭報酬債権合計69,066,000円、当社普通株式合計54,000株（以下「本割当株式」といいます。）を付与します（このうち、対象取締役2名に対して付与する金銭報酬債権の合計は41,439,600円であり、対象取締役2名に対して付与する当社普通株式の合計は32,400株です。）。なお、本制度の導入目的を実現するため、譲渡制限期間は約2年間としております。

発行する普通株式の総数については、2019年3月31日を分割の基準日とし、2019年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合による株式分割を行いましたので、第18回定時株主総会においてご承認いただいた株数を調整しております。

本割当契約の概要は、下記のとおりです。

<本割当契約の概要>

(1) 譲渡制限期間

2019年5月31日～2021年6月1日（以下「本譲渡制限期間」といいます。）

(2) 譲渡制限の解除条件

対象役員が、本譲渡制限期間中、継続して当社の業務執行取締役、執行役員又はグループ執行役員の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点で、その保有する本割当株式について本譲渡制限を解除します。ただし、対象役員が、本譲渡制限期間が満了する前に任期満了又は死亡等による地位の喪失であって当社の取締役会が正当と認める理由により当社の業務執行取締役、執行役員及びグループ執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、当社は、本譲渡制限を解除する本割当株式の数及び本譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとし、本譲渡制限が解除される対象とならない本割当株式は、当社が当然に無償取得するものとします。

(3) 当社による無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において本譲渡制限の解除の対象とならない本割当株式の全部について、当然にこれを無償で取得します。その他の本割当契約に規定した無償取得事由が生じた場合には、当該事由が生じた対象役員が保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得します。

(4) 株式の管理

本割当株式について、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分がなされないよう、本譲渡制限期間中は、対象役員が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理されます。

(5) 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、本割当株式に係る本譲渡制限を解除します。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町2丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	54,000株	69,066,000	34,533,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	54,000株	69,066,000	34,533,000

(注) 1. 本制度に基づき対象役員に割当てる方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、34,533,000円であります。

3. 現物出資の目的とする財産は、本制度に基づき、当社の2018年度(2018年4月1日～2019年3月31日)の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権又は金銭債権であり、その内容は以下のとおりです。

	割当株数	払込金額	内容
当社取締役：2名	32,400株	41,439,600円	2018年度分
当社の執行役員、グループ執行役員：4名	21,600株	27,626,400円	2018年度分

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
1,279	639.50	1株	2019年5月30日	-	2019年5月31日

(注) 1. 譲渡制限付株式報酬制度に基づき対象役員に割当てる方法によります。

2. 発行価格は、本新株式発行に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は、本新株式発行に係る会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 本新株式発行は、本制度に基づき、譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資によるものであるため、金銭による払込みはありません。

4. 払込金額につきましては、2019年4月24日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,279円としております。同日の終値を採用することにしたのは、本新株式の発行が、2019年4月25日開催の取締役会にて実施の決議を行い、2019年5月10日付の取締役会にて取り消しの決議を行った新株式の発行を、改めて実施するものであるためです。当該払込金額は、2019年5月10日(取締役会決議日の直前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,307円(円未満切捨て)に対しては2.14%(小数点以下第3位を四捨五入。以下%の記載につき同じ)のディスカウント、同直前営業日までの1か月間(2019年4月11日から2019年5月10日まで)の終値の平均である1,341円(円未満切捨て)に対しては4.62%のディスカウント、同直前営業日までの3か月間(2019年2月11日から2019年5月10日まで)の終値の平均である1,063円(円未満切捨て)に対しては20.32%のプレミアム、また、同直前営業日までの6か月間(2018年11月11日から2019年5月10日まで)の終値の平均である842円(円未満切捨て)に対しては

51.90%のプレミアムとなります(ただし、当社は2019年4月1日を効力発生日とする株式分割を行っているため、2018年11月11日から2019年3月31日までの期間については、分割調整後株価(小数点以下を四捨五入。)により計算しております。)。当該払込金額は、当該取締役会決議日の直前営業日並びに直前1か月間、直前3か月間及び直前6か月間の終値の平均値に0.9を乗じた以上の価額であることから、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
ウェルス・マネジメント株式会社総務部	東京都港区赤坂一丁目12番32号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
-	-

(注) 譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
-	150,000	-

(注) 1. 金銭以外の財産の現物出資の方法によるため、金銭による払込みはありません。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成費用等であります。

(2)【手取金の使途】

本新株発行は、本制度に基づき譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産とする現物出資によるものであるため、手取額はありませぬ。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第19期有価証券報告書及び第20期第3四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

第2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第19期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2018年6月28日提出の臨時報告書）

1 提出理由

2018年6月27日開催の当社第19回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2018年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円

その内訳

普通配当 10円

特別配当 10円

配当総額 82,719,180円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2018年6月28日

第2号議案 取締役6名選任の件

千野和俊、中村明、今田昭博、尾島司、田中宏明、本荘修二を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役2名選任の件

小澤善哉及び森島義博を監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	31,168	32	-	(注)1	可決 99.90
第2号議案					
千野 和俊	31,055	145	-	(注)2	可決 99.54
中村 明	31,050	150	-		可決 99.52
今田 昭博	31,048	152	-		可決 99.51
尾島 司	31,047	153	-		可決 99.51
田中 宏明	31,048	152	-		可決 99.51
本荘 修二	31,048	152	-		可決 99.51
第3号議案					
小澤 善哉	31,167	33	-	(注)2	可決 99.89
森島 義博	31,144	56	-		可決 99.82

(注)1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(2018年10月1日提出の臨時報告書)

1 提出理由

2018年10月1日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2018年9月28日

(2) 当該決議事項の内容

議案 取締役2名選任の件

日野正晴及び西江章を取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
議案					
日野 正晴	30,786	26	-	（注）	可決 99.92
西江 章	30,789	23	-		可決 99.93

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

第3 最近の業績の概要について

2019年5月13日付の取締役会決議により承認し、公表した2019年3月期連結会計年度（自2018年4月1日至2019年3月31日）に係る連結財務諸表は以下のとおりであります。ただし、この連結財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了していないため、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,468,436	2,724,461
売掛金	164,088	247,105
販売用不動産	-	5,743,884
未収還付法人税等	237,820	6,136
その他	374,993	155,177
流動資産合計	2,245,338	8,876,764
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,672,893	31,564
減価償却累計額	144,526	19,093
建物（純額）	1,528,367	12,470
工具、器具及び備品	72,233	107,908
減価償却累計額	29,663	37,544
工具、器具及び備品（純額）	42,570	70,363
土地	6,672,068	-
有形固定資産合計	8,243,006	82,834
無形固定資産		
のれん	206,628	167,270
その他	6,154	17,973
無形固定資産合計	212,783	185,244
投資その他の資産		
投資有価証券	1,022,864	2,033,924
繰延税金資産	43,277	88,622
その他	96,267	71,474
投資その他の資産合計	1,162,410	2,194,021
固定資産合計	9,618,199	2,462,100
資産合計	11,863,538	11,338,864

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,048	20,931
短期借入金	-	1,800,000
1年内返済予定の長期借入金	86,664	91,656
未払法人税等	90,310	968,479
賞与引当金	14,826	23,858
株式報酬引当金	-	69,066
その他	516,027	667,745
流動負債合計	712,877	3,641,736
固定負債		
長期借入金	7,327,088	122,932
その他	82,639	327,651
固定負債合計	7,409,727	450,583
負債合計	8,122,604	4,092,320
純資産の部		
株主資本		
資本金	880,010	880,010
資本剰余金	311,943	311,943
利益剰余金	2,550,026	5,150,135
自己株式	265	311
株主資本合計	3,741,715	6,341,777
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	977	-
為替換算調整勘定	195	195
その他の包括利益累計額合計	781	195
非支配株主持分	-	904,571
純資産合計	3,740,933	7,246,544
負債純資産合計	11,863,538	11,338,864

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	4,601,952	3,047,914
売上原価	1,207,285	1,412,123
売上総利益	3,394,667	1,635,791
販売費及び一般管理費	1,747,128	890,357
営業利益	1,647,539	745,433
営業外収益		
受取利息	390	1,658
持分法による投資利益	2,348	237,328
還付消費税等	2,456	-
還付加算金	1,343	-
補助金収入	-	61,105
その他	1,062	1,830
営業外収益合計	7,600	301,922
営業外費用		
支払利息	79,901	77,626
支払手数料	25,642	10,500
その他	209	2,679
営業外費用合計	105,752	90,806
経常利益	1,549,387	956,549
特別利益		
固定資産売却益	-	3,178,996
負ののれん発生益	-	292,255
特別利益合計	-	3,471,252
特別損失		
固定資産除却損	1,102	-
特別損失合計	1,102	-
税金等調整前当期純利益	1,548,284	4,427,801
法人税、住民税及び事業税	321,446	1,016,938
法人税等調整額	33,770	45,861
法人税等合計	355,217	971,077
当期純利益	1,193,066	3,456,724
非支配株主に帰属する当期純利益	124	773,896
親会社株主に帰属する当期純利益	1,192,942	2,682,827

(連結包括利益計算書)

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益	1,193,066	3,456,724
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	125	977
その他の包括利益合計	125	977
包括利益	1,193,191	3,457,701
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,193,067	2,683,805
非支配株主に係る包括利益	124	773,896

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	880,010	311,943	1,398,444	76	2,590,322
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			1,192,942		1,192,942
剰余金の配当			41,360		41,360
自己株式の取得				188	188
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	1,151,581	188	1,151,393
当期末残高	880,010	311,943	2,550,026	265	3,741,715

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,102	195	906	5,061	2,594,476
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					1,192,942
剰余金の配当					41,360
自己株式の取得					188
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	125	-	125	5,061	4,936
当期変動額合計	125	-	125	5,061	1,146,456
当期末残高	977	195	781	-	3,740,933

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	880,010	311,943	2,550,026	265	3,741,715
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			2,682,827		2,682,827
剰余金の配当			82,719		82,719
自己株式の取得				46	46
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	2,600,108	46	2,600,062
当期末残高	880,010	311,943	5,150,135	311	6,341,777

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	977	195	781	-	3,740,933
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					2,682,827
剰余金の配当					82,719
自己株式の取得					46
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	977	-	977	904,571	905,548
当期変動額合計	977	-	977	904,571	3,505,610
当期末残高	-	195	195	904,571	7,246,544

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,548,284	4,427,801
減価償却費	85,751	95,204
のれん償却額	39,357	39,357
賞与引当金の増減額(は減少)	6,166	7,587
株式報酬引当金の増減額(は減少)	-	69,066
負ののれん発生益	-	292,255
受取利息	390	1,658
支払利息	79,901	77,626
持分法による投資損益(は益)	2,348	237,328
固定資産除却損	1,102	-
固定資産売却損益(は益)	-	3,178,699
信託預金の増減額(は増加)	326	179,238
売上債権の増減額(は増加)	68,813	72,144
未収消費税等の増減額(は増加)	49,135	78,762
その他の資産の増減額(は増加)	69,548	178,511
仕入債務の増減額(は減少)	274	12,496
その他の負債の増減額(は減少)	99,956	36,190
その他	31,748	243,137
小計	1,726,556	1,232,037
利息及び配当金の受取額	239	1,724
利息の支払額	80,985	88,012
法人税等の支払額	493,231	171,543
法人税等の還付額	477,013	352,089
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,629,592	1,326,295
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	29,272	1,886,770
無形固定資産の取得による支出	1,031	14,747
有形固定資産の売却による収入	-	7,497,000
投資有価証券の清算による収入	881,539	-
投資有価証券の取得による支出	5,000	1,231,100
投資有価証券の売却による収入	-	271,100
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	316,526
その他の支出	5,567	13,834
投資活動によるキャッシュ・フロー	840,668	4,938,173
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	-	2,800,000
短期借入金の返済による支出	1,446,000	1,000,000
長期借入れによる収入	35,000	200,000
長期借入金の返済による支出	83,748	7,399,164
非支配株主からの払込みによる収入	-	300,000
非支配株主への払戻による支出	5,000	-
配当金の支払額	41,437	82,476
その他	4,167	6,042
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,545,352	5,187,682
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	924,908	1,076,786
現金及び現金同等物の期首残高	377,670	1,302,578
現金及び現金同等物の期末残高	1,302,578	2,379,364

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

5社

連結子会社の名称

リシエス・マネジメント株式会社

株式会社ホテルWマネジメント

匿名組合メトロ

合同会社二条

株式会社美松(注)

(注) 2019年2月28日付で、当社は株式会社美松の株式を全株取得し、同社を連結の範囲に含めておりません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社数

4社

主要な会社等の名称

WEALTH PARTNERS SINGAPORE PTE LTD

合同会社りょうぜん(注)

合同会社みょうほう(注)

(注) 当連結会計年度において合同会社りょうぜんを営業者とする匿名組合及び合同会社みょうほうを営業者とする匿名組合の出資持分を取得し、持分法適用の範囲に含めております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法にて算定)

時価のないもの

移動平均法に基づく原価法

たな卸資産

販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産除く)

法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

2007年3月31日以前に取得したもの

償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する定額法

2007年4月1日以降に取得したもの

主に定額法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8~23年

器具及び備品 2~15年

取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、当社及び連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。なお、当連結会計年度は一般債権について貸倒実績がなく、また、貸倒懸念債権等特定の債権については回収不能見込額がないため、貸倒引当金を計上しておりません。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度において負担すべき金額を計上しております。

株式報酬引当金

取締役及び執行役員を対象とした業績連動型株式報酬制度による当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式等の交付見込額に基づき計上しております。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

匿名組合出資金の会計処理

匿名組合への出資を行うに際して、匿名組合の財産の持分相当額を「投資有価証券」として計上しております。

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

従って、当社グループの事業は、下記のとおり区分されます。

- ・機関投資家や富裕層による不動産の取得・管理・売却などにかかる投資助言等を行う「不動産金融事業」
- ・レベニューマネジメントや現場管理等、ホテル運営に関する様々なサービスを提供する「ホテル運営事業」

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益の数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	不動産金融事業	ホテル運営事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	2,833,798	1,768,154	4,601,952	4,601,952	-	4,601,952
セグメント間の内部売上高又は振替高	606,814	-	606,814	606,814	606,814	-
計	3,440,613	1,768,154	5,208,767	5,208,767	606,814	4,601,952
セグメント利益	1,629,665	103,474	1,733,139	1,733,139	85,600	1,647,539
セグメント資産	11,423,785	637,949	12,061,735	12,061,735	198,197	11,863,538
セグメント負債	8,672,309	545,650	9,217,960	9,217,960	1,095,355	8,122,604
その他の項目						
減価償却費	75,294	4,255	79,550	79,550	6,200	85,751
のれん償却額	-	-	-	-	39,357	39,357
持分法投資利益	2,348	-	2,348	2,348	-	2,348
持分法適用会社への投資額	11,638	-	11,638	11,638	-	11,638
有形固定資産・無形固定資産の増加額	2,963	6,859	9,822	9,822	34,275	44,097

（注）1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益調整額 85,600千円には、各報告セグメントに配分されないのれん償却額 39,357千円、
 全社収益・全社費用の純額 62,562千円及びセグメント間取引消去16,320千円が含まれております。
- (2) セグメント資産の調整額 198,197千円は提出会社の現金及び預金やその他資産であります。
- (3) セグメント負債の調整額 1,095,355千円は、提出会社の未払金及びその他の負債であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	不動産金融事 業	ホテル運営事 業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	1,115,730	1,932,183	3,047,914	3,047,914	-	3,047,914
セグメント間の内部売 上高又は振替高	530,107	-	530,107	530,107	530,107	-
計	1,645,838	1,932,183	3,578,022	3,578,022	530,107	3,047,914
セグメント利益又は損失 ()	1,053,168	79,018	974,149	974,149	228,716	745,433
セグメント資産	12,965,865	1,216,136	14,182,001	14,182,001	2,843,136	11,338,864
セグメント負債	6,782,573	881,526	7,664,100	7,664,100	3,571,780	4,092,320
その他の項目						
減価償却費	80,224	8,183	88,407	88,407	6,796	95,204
のれん償却額	-	-	-	-	39,357	39,357
持分法投資利益	237,328	-	237,328	237,328	-	237,328
持分法適用会社への投 資額	1,055,408	-	1,055,408	1,055,408	-	1,055,408
有形固定資産・無形固 定資産の増加額	1,884,694	56,106	1,940,800	1,940,800	427	1,941,227

(注)1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又は損失()の調整額 228,716千円には、各報告セグメントに配分されないのれん償却額 39,357千円、全社収益・全社費用の純額 205,678千円及びセグメント間取引消去16,320千円が含まれております。

(2) セグメント資産の調整額 2,843,136千円は提出会社の現金及び預金やその他資産であります。

(3) セグメント負債の調整額 3,571,780千円は、提出会社の未払金及びその他の負債であります。

2. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	452円24銭	766円69銭
1株当たり当期純利益金額	144円21銭	324円33銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 当社は2019年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	1,192,942	2,682,827
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	1,192,942	2,682,827
期中平均株式数(株)	8,272,032	8,271,868

4. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	3,740,933	7,246,544
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	904,571
(うち非支配株主持分(千円))	(-)	(904,571)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	3,740,933	6,341,972
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	8,271,918	8,271,868

（重要な後発事象）

（株式分割及び株式分割に伴う定款一部変更）

当社は2019年2月28日開催の取締役会決議に基づき、2019年4月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を実施いたしました。

(1) 株式分割の目的

投資単位当たりの金額の引き下げ及び株式の流動性向上により、より投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的とするものです。

(2) 定款の一部変更について

変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、2019年4月1日をもって、当社の定款第6条の発行可能株式数を変更いたします。

変更の内容

現行定款	変更後定款
（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>16,000,000株</u> とする。	（発行可能株式総数） 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>32,000,000株</u> とする。

日程

定款変更の効力発生日 2019年4月1日

(3) 株式分割の概要

分割の方法

2019年3月31日（日）（実質は3月29日（金））を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたします。

分割により増加する株式

株式分割前の発行済株式総数	4,136,100株
今回の分割により増加する株式数	4,136,100株
株式分割後の発行済株式総数	8,272,200株
株式分割後の発行可能株式総数	32,000,000株

(4) 日程

基準日公告	2019年3月15日
基準日	2019年3月31日
効力発生日	2019年4月1日

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第19期)	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	2018年6月28日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第20期第3四半期)	自 2018年10月1日 至 2018年12月31日	2019年2月8日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年6月28日

ウェルス・マネジメント株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宝 金 正 典

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 本 直 也

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているウェルス・マネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウェルス・マネジメント株式会社及び連結子会社の平成30年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、連結子会社において平成30年5月31日付で借入による資金調達を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ウェルス・マネジメント株式会社の平成30年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ウェルス・マネジメント株式会社が平成30年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月28日

ウェルス・マネジメント株式会社
取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宝 金 正 典

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松 本 直 也

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているウェルス・マネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ウェルス・マネジメント株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、連結子会社の借入についての債務保証を行っている。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成31年2月8日

ウェルス・マネジメント株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宝金 正典 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 松本 直也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているウェルス・マネジメント株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成30年10月1日から平成30年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成30年4月1日から平成30年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ウェルス・マネジメント株式会社及び連結子会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。